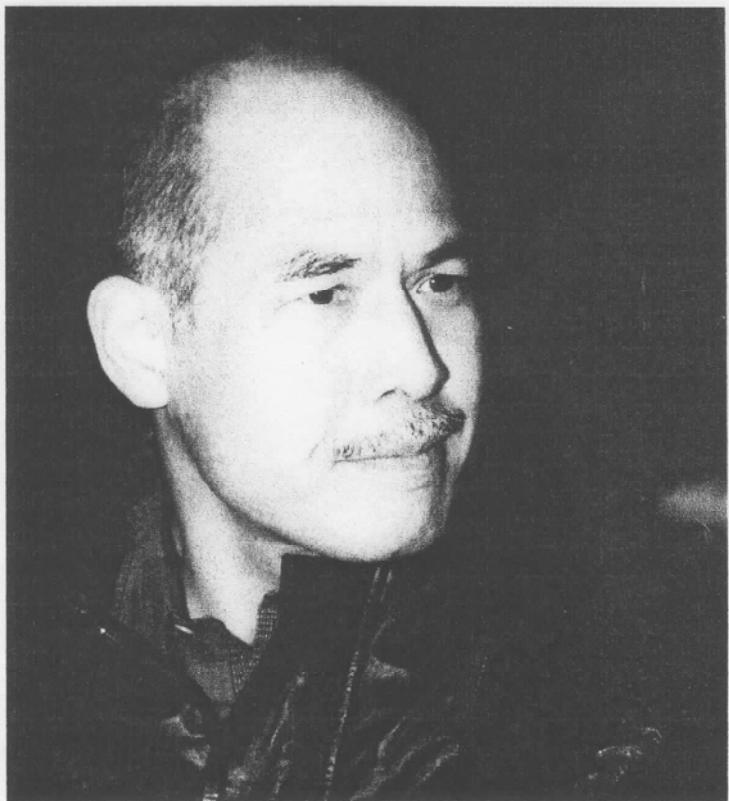


論告・求刑をブッとばせ！ 和光を励ます 11・20 集会

集会資料集



11月20日(土) 午後2時30分

早稲田・日本キリスト教会館4階会議室A

ハルの会

<11・20 集会へのあいさつ>

和光晴生

お集まりいただき、まことにありがとうございます。

おかげさまで、これまでのところ、私は裁判闘争を存分に闘いぬいてこれたと思っております。私が国外にいたことから時効停止扱いとされ、30年前の二つの闘いを巡り、裁判で争うこととなっているわけですが、検察側の立証はズサンなものとならざるを得ず、被告側・弁護側の反証も困難を強いられています。検察側が証拠として開示したオランダやマレーシアの警察当局の30年前の捜査資料や供述調書、診断書などが、むしろ反証を行なう側にとって、とても有効なものとなっています。もし、それらが証拠開示されていなかつたら、反証は極めて難しいこととなっていたと思われます。

政府が現在進めている刑法改悪の動きには、時効期間を現行の15年から25年にしようという狙いも含められています。私自身の経験から、これでは被告人の防御権が保障されず、公正な裁判なんか望めない、ということをはっきり述べておきます。

私の裁判では、検察側の要求により、4年半にわたって「接見禁止」とされ、求刑の前になってようやく解除される、という嫌がらせの弾圧もありました。面会や通信が制限されるということは、被告人に社会からの隔絶・孤立感を与え、まさに精神的拷問として機能するということを実感しております。私以外にも「接見禁止」期間がどんどん長期化している例が、この数年、数多くあります。西川純さんは97年以来、もう7年目に入っています。検察権力の増大化と司法当局の弱腰化とを示す指標として、「接見禁止」の長期化があることを指摘し、強く糾弾します。

現在の小泉政権は自民党の保守本流から外れた反主流の少数派としてあることから、その分、自民党内では、最親米派としてあり続けること、つまり最もアメリカにコビを売る勢力としてあり続けることと、それに加えて、靖国問題などで最もタカ派としてふるまい続けることで、自らの権力基盤を維持しようとしています。その帰結として、イラクへの自衛隊派兵や、刑法と憲法の改悪、改革という名の弱者切り捨てなど、どんどん過激な方向へと突き込んでいます。まるで、かつてのブントの分派・分裂の過程を思わせるような、過激であることに価値を求める争いのようにも見てとれます。

私は裁判闘争の過程で、自らのこれまでの戦い方のとらえ返し、総括深化ということを意識的に課題化してきました。しかし、今もって、総括討議の枠組みのようなものは成立しないままにあります。その分、私の意見提起はキツサをエスカレートさせて来ています。心ある方々には、気疲れする想いを与えて

きたところもあったと思われます。それでも、私自身にとっては、裁判闘争も総括作業も自己回復、自己解放のプロセスとしての側面もあるのです。反弾圧の一点は踏まえつつ、旧「日本赤軍」の闘いの限界、誤り、失敗、敗北、有害さ等については、旧「新左翼」から旧ソ連邦、東欧諸国までをも含む「20世紀型社会主義勢力」に総括を与えていくうえでの課題の一つとしてとらえております。

同時に、アジア地域への侵略・迫害をもって、自国の繁栄を築いてきた日本という国の戦争犯罪・戦後責任を問い合わせ、歴史的な清算を与えていく作業は今もって果しきれぬままにあることも直視しなければなりません。そしてまた、私たち自身、前世紀以来の「戦争と革命」という時代認識・状況認識を教条的に振り回し続けていたのでは、現在の社会の多様な在り方、多様な課題に取り組むことはできないということを痛感しています。

かつて、パレスチナの闘いに、世界中から多くのボランティアたちが結集していたのは、パレスチナ人民の闘いが世界的な意義を持っていたということにとどまらず、「戦争と革命」という時代認識・状況認識に立った戦い方が、通用する領域・分野がどんどん狭まっていた結果、より下層、より辺境、より外部でしか直接的な闘い方が出来なくなっていた、という背景もあったはずです。

日本では、一国での平和、一国での繁栄というものが一定実現され、社会的中流の階層が肥大化してきました。そのような社会に、「国際主義」や社会的に困窮した階層を基準にした価値観などを持ち込み、訴えるということは意義のあることですが、無理強いしたら、アメリカのブッシュ政権と同類になってしまいます。多様な在り方を認め、多様な闘い方を展開することこそが必要だと思うのです。〈機動戦〉と〈陣地戦〉というような考え方も一つの例としてあります。〈人民内部の矛盾〉と〈敵対矛盾〉との区別ということも言われていたことがあつたはずです。

私は裁判闘争にあたり、起訴を受けた二つの闘いに加わっていたこと、その中で主導的な役割を果していたことを認めた上で、検察側の主張する「確定的殺意による殺人未遂」については、「未必の故意」も含め、はっきりと否定する、という取り組みをしてきました。下手な否認をして、支援・救援の方々に倫理的な負担や心理的苦痛を与えるようなことは避けたいと思ったことと、それに加えて、「戦争と革命の時代であり、敵がやりたい放題やっているのだから、こちらも何でもあり、で闘う」といった在り方は克服したいと考えたからです。今現在の日本の裁判制度、司法当局に幻想を持ってはいませんが、私自身は「社会的正統性の実現」ということを心がけて行きたいと思っております。

検察側はムキになって「無期懲役」を求刑して来るものと思われます。かつて浴田由紀子さんへの論告・求刑には刑法にない「終身刑」を意味する「終生施設に」という言辞まで込められていました。私への論告でも繰り返される可能性は十分ありますが、傍聴においてなる方々は、「またか」と吹きだしたりなさらないように御用心下さい。それから、アメリカでの「9・11」以降、「テロ」とか「テロリスト」とかの言葉がメディアなどを通じ大量にふりまかれる時代となっていて、自分たちにくみしないものはすべて「テロリスト」とされることとなっています。それで、私に対する論告の中でも「テロ」とか「テロリスト」の語が連発されることも予想されますが、そこでも傍聴席にお見えの方々は「またか」と吹きださないように御注意願います。

一審判決を経て、控訴審を闘うことになんて、確定から服役となるまで、もう一年足らずと思われます。刑務所は私にとっての新たな「持ち場」となります。塀の外が大変な時代にリストラ心配なしの部署に赴くこととなります。その分、生涯現役で元気に、長期戦を担いぬきます。

皆さんの御支援に重ねがさね、お礼を申し上げます。

ありがとうございます。皆さんの健康と御多幸を願っております。

2004年11月20日

和光晴生様。11・20 集会参加者の皆さん。

岡本公三

「論告・求刑をブツとばせ！和光を励ます11・20集会」が開かれると言きました。
長期求刑をはね返し、即時釈放を目指して頑張って欲しいと思っています。
私一人レバノンへの政治亡命を認められ、それ以来ずっと今日までベイルートで生活しています。山本さん、足立さん、戸平さんが釈放されている現在、最後まで残ってしまった和光さんの即時釈放を求めてやみません。
私の方はいたって元気な生活を送っています。和光さんも早く釈放されて、元気な社会生活を送ってもらいたいと願っています。
本日の集会に参加された皆さん、そして和光さんに連帯と敬意を表しつつ、..



和光晴生戦いの軌跡

		和光晴生の軌跡	旧日本赤軍の関連動向	
15歳 18歳	1964年4月1日 1967年 1968年4月1日 1970年 1971年 1971年9月30日 1972年8月頃	<p>塩釜の小学校に入学 仙台市の高校に入学 仙台市の高校卒業 仙台市の予備校に通う=浪人 慶應大学文学部に入学。文学部自治会副委員長に 慶應で医学部米軍資金反対闘争で全学闘結成 慶應大学退学 若松プロダクションに演出助手として入る 雑誌「映画批評」5月号に若松孝二論発表 雑誌「映画批評」9月号に若松孝二論発表 赤-P上映隊全国上映へ 映画「天使の恍惚」監督助手→72年3月公開 世界革命戦線情報センター創設</p>		
25歳	1973年9月18日 1979年 1982年 1997年2月15日	<p>アラブへ出発 総括をめぐり「問題提起」→「脱退届」提出 (78年末~79年初頭) → 「3年間の権利停止処分」 ※詳細は「国境のない騎士団」YOL11 脱退成立 →パレスチナ解放闘争への連帯活動領域に限定した共闘関係成立 ベイルートで逮捕→ルミエ中央刑務所 以後の詳細は「国境のない騎士団」参照</p>	<p>1972年5月30日 リッダ闘争 1973年7月20日 日航404便HJ闘争 1974年1月31日 シンガポール・クウェート連続闘争 1974年9月13日 ハーグ仏大使館占拠闘争 1974年11月頃 アラブ赤軍から日本赤軍へ名称変更 1975年3月7日 西川純・戸平和夫逮捕 1975年8月4日 クアラルンプール闘争 1977年9月28日 ダッカ闘争 1985年5月20日 捕虜交換で岡本公三帰還 1987年11月24日 丸岡修逮捕 1988年6月7日 泉水博逮捕(マニラ) 1995年3月24日 浴田由紀子逮捕(ルーマニア) 1996年6月8日 吉村和江逮捕(ペルー) 1996年9月26日 城崎勉逮捕(ネパール) 1997年2月15日 和光晴生、足立正生、山本萬里子、戸平和夫、岡本公三逮捕 1997年11月18日 西川純逮捕(ボリビア) 2000年11月8日 重信房子逮捕</p>	

04.11.12

<和光裁判 経過概略>

- 1997.2.15 ベイルートで岡本公三さんとともに一斉逮捕され、
2000.3.17 レバノンの刑務所からアンマン、モスクワ経由で成田まで強制連行。
警視庁に勾留され。取調べ担当: 警視庁公安一課 士田カズマ
警部補(前半)、永野公博警部補(後半)、補佐、土屋博正
警部補、他3名の巡回部長が交代で担当。
検察調査: 坂口順造検事。
- 4.17. 74年9月の「在レバノン大使館占拠事件」について、「逮捕・監禁・殺人未遂」で起訴。
- 5.1 75年8月の「在クアラルンペール大使館領事部占拠事件」について同様の罪名で起訴。二回に勾留理由開示廷判が2回、開廷された。
- 5.16 東京拘置所へ移監。東拘に再収監された戸平さんから
いわ代かうの形で、警視庁へ移監。
- 9.20. 第1回公判 東京地裁 刑事第4部 井上弘通裁判長
主任弁護人: 川村理弁護士、弁護人: 古田典子弁護士、川口和子弁護士、
立会い検察官: 村瀬正明検事、第24回公判から西谷隆検事。
起訴状朗読、被告人意見陳述、検察側立証冒頭陳述、
証拠調査(「ハーグ」時の押収物、銃器等の開示)。
弁護側からの「捜査禁止、解除申立、却下。
- 10.30 第2回公判 検察側口頭証人 N.H氏(70才)
「クアラルンペール事件、時唯一の日本人負傷であった元商社員。
被告人に対する犯人特定の証言、銃撃実行者については証言なし。
- 11.8 重信房子さん 大阪で逮捕。以後の公判で検察側の
立場が険しいと変化。重罪攻撃向け、ハッパしかからたらしく。
- 11.13 第3回公判 M.R証人(71才)、「クアラ事件」の折り、日航
特別機で作戦グレーとしてリビアまで同行した外務省官僚。
経過説明の証言のみ。犯人特定の質疑なし。
- 12.13 第4回公判 T.A証人(58才)、「クアラ事件、当時、現地の
日本大使館一等書記官。経過説明の証言のみ。
- 2001.1.25 第5回公判 S.M証人(82才)、「クアラ事件、当時、現地
駐在の日本大使。負傷者を見舞いに行き折りのことで「あれは殺す
気はないからどうだ」と証言。検事からあわててしゃがみ、頭を左右に振る。

'04.11.12

2.22 第6回公判、K.Y.証人(65才)、「ハーグ事件」時の現代日本大使館の
一等書記館。電話交換に通訳として関与した経過を証言。

犯人物定の証言なし。

3.19 第7回公判、T.S.証人(73才)、元警視庁公安。69~85年、赤軍派
担当。歴史経過証言。「クアラ時、空港ビルから「和光、
奥平、日高の3人を認めた」と証言。

4.18 第8回公判、5.18 第9回公判 N.J. 証人。

彼自身の裁判('74ハーグ、「77ダッカ」)での被告人質問が
未了であるところ、この時点での応答を拒否。

6.18 第10回公判 7.31 第13回公判 9.3 第14回公判。

9.28 第15回公判 T.K. 証人。彼が75年にストックホルムで
西川さんとともに逮捕され、日本に強制送還された当時の調書を否定。

第10回公判冒頭で、被告人意見陳述、「重信ハーグ共謀への
訴因変更」に対し、重信さんの関与を否定し、同時に80年代
初めに、被告人が「日本赤軍」を脱退していくことを表明。

7.11 第11回公判、7.12 第12回公判、スウェーデン外務官

U.O. 証人(54才、女性)。「クアラ事件」時、スウェーデン
大使館秘書。人質となっていた状況について証言。

10.16 第16回公判 法廷実務のみ。「接見禁止解除申立」却下。

11.12 第17回公判、11.13 第18回公判、11.14 第19回公判。

「ハーグ事件」時、銃撃戦に遭遇したオランダ人警官、J.M.R. 証人
(48才、女性)と P.W.S. 証人(54才)が3日にわたり証言。

12.25 第20回公判 陪席判事交代により更新手続きで被告人
意見陳述。オランダ人警官証言への反証展開。

2002.1.11 第21回公判、2.19 第22回公判、G.Y. 証人(56才)

検察側証人喚問準備遅れにより、弁護側証人喚問に振り替え。

'74年「ハーグ事件」前段の「ホンヤク作戦」準備 当時にて証言。

3.18 第23回公判 法廷実務のみ。(証人)

5.13 第24回公判 オランダ人 H.S. (71才)。「ハーグ事件」時の
オランダから南シエメン、シリアまでの飛行機のハロヘットとして証言。

6.25 第25回公判 法廷実務のみ

7.2 第26回公判、Y.Y. 証人(53才)。'74年、10月で逮捕され。

'04.11.12

「ハーベ事件」で釈放された後、86年に警視庁へ自首して証人勘定に重信さん逮捕直後の頃に検事に口止めされ、重信さんは不利となる調書をとられてほっててことについて、その調書を否定する証言を行なった。

7・17 第27回公判 法廷実務のみ。

11・11 第28回公判 11・12 第29回公判、11・13 第30回公判。

在ハーグ、仏大使館職員、オランダ人女性、B.R.H.証人(50才) 同、J.L.F.証人(51才)。 「ハーベ事件」時の逮捕・監禁状況について証言。

12・4 第31回公判、法廷実務のみ。

12・24 第32回公判 法廷実務のみ。

2003.1.28 第33回公判、「ハーベ事件」関係・被告人意見陳述
弁護側反証冒頭陳述。

2.24 第34回公判から 7.11 第40回公判まで。

「ハーベ事件」関係の被告人質問。弁護側主尋問と開廷。
検察側反対尋問と開廷。

8.22 第41回公判、法廷実務のみ。

9.8 第42回公判、「カラランホール事件」関係の被告人意見陳述、
弁護側反証冒頭陳述。

9.30 第43回公判、T.E.証人(57才)。

アンマンから成田までの運行過程について、担当公安警察からの
証言。

10.20 第44回公判から 11.25 第46回公判まで A.M.証人。
国内及び国外での活動共働きについて証言。

12.9 第47回公判から 2004年4.22 第53回公判まで N.J.証人。
74年「ホンセク作戦」準備段階から「ハーベ作戦」経過について
訴え。被告人が日本海軍で脱退以来の経緯を証言。

2004.1.22 第49回公判、N.A.証人、
ガッソ担任教師との立場なら
被告人の学生時代についてなど情状証言。

3.1 第51回公判 井上弘通裁判長から 高麗(こうす)邦彦裁判長
への交代にともなう更新手続まで 被告人意見陳述。

'04.11.12

5.13、第54回公判から 9.29 第60回公判まで「クマラーン70-1ル事件」関係の
被告人質問。弁護側主尋問 5回 検察側反対尋問 1回開廷。

開廷。

以上で、検察側立証、弁護側反証終了。

10.4付で「接見禁止」をリストにあげられた7人とのうち
解除する決定がなされた。5月に200名近くの方々の署名を
(地裁)添えての解除申し立てが却下され、8月には
高裁に抗告して却下された。という経過があつて、11月24日の
論告・求刑を前にして、ようやくのことで実された解除決定。

2005年1月26日㈯、弁護側最終弁論、被告人最終意見陳述が
予定されており、判決は3月末頃と見込まれています。

<以上>

コマンド和光は何を語ってきたか

—「国境のない騎士団」より一

＜他者への共感こそ民主的意識の基盤＞

私はパレスチナ解放の軍事前線に参加することにより、抑圧、圧政に対し命をかけて戦う人々と直接触れ合い、彼らとの関係から、日本という帝国主義本国に生まれ育った自分自身を、客観的に認識し直すことも一定できてきたと思っています。

また、多くの外国人ボランティアたちとの交流や協同実践を通じ、「他者への共感」こそが民主的意識の基盤としてあることを、実感として学んできました。(v o l . 1)

＜武装闘争について＞

「武装闘争」について、私の現在の立場を明らかにしておきます。民主主義的な運動展開の客観的な条件・可能性がある限り、武装闘争は必要ではありません。一方で、この地球上に、不当に収奪され、抑圧されている人々が存在し、自らを防衛する権利・抵抗権・革命権として武装闘争を展開している場合、その闘いは支持されるべきです。(v o l . 1)

＜敗北の自覚と認識＞

「旧日本赤軍」主体に問われていることは、まず敗北自体についての厳密な共通の認識を成立させることです。客観的事実の認識から開始し、その上で自らの責任として原因の徹底糾明を果たしきることです。この作業を現実の社会の中で、自らの「思いや、つもり」に立つのではなく、そしてまた、党主体ブリッコの目的意識性の強調で逃げを打つことをせず、人民大衆の一員として社会的な意識性を打ち鍛え、実践能力を高めるべく。反弾圧・救援・支援・互助・国際連帯などの具体的な「持ち場」で実践課題を担いつつ果たすことが総括実践となるでしょう。(v o l . 3)

＜青春トホホの記＞

私事になりますが、私が80年代に交際していた女性は、アラブでも自国でも難民支援・救援の活動をしていた人だったのです。彼女から実務上あるいは精神面での困難性について、いろいろと学習することが多かったのです。その女性は私とは違って完全に公然・合法の活動領域にあった人でした。残念なことに、彼女の国でパレスチナ組織がその他の左翼組織と協同で銀行襲撃作戦を行うという事件が起り、以後、彼女はパレスチナ組織との連絡を絶ってしまいました。我が「青春トホホの記」です。(v o l . 4)

＜取り調べに対する姿勢＞

取り調べは、自供に限らず、自分の言うこと、為すこと、全て自身にとって一生ものとの社会観・世界観を再確立するための具体的実践としてとらえ、一キツイ自己鍛錬の好機とする能動性、主体性こそ問われています。

具体的には「突っ込み」に対する「受け」の訓練です。私自身、公安や検事による密室の取り調べで、外界・社会が見えにくくなる条件下、人質作戦について、特に被害者につ

いて執拗に追究された折りには、自らの過去の行動の客観的検証・総括のための必須のプロセスとして受け止め、逃げず、媚びず、ひるまず、「されど初めに搾取・抑圧・支配ありき」として、正面から対抗することを心がけてきました。(v o 1. 5)

＜接見禁止の理由＞

検察側があげている接見禁止解除反対の理由は6点あります。①「殺意」を否定しており、起訴事実への認否にも曖昧なところがある。②検察側開示証拠への不同意が多すぎる。③「重信共謀」を否定している。④共犯者、奥平純三が逃亡中。⑤支援者が何をするか予測しがたい(?!)。⑥検察側立証が始まったばかりである(?!)。

ゴチャゴチャ言っていますが、要するに「検察の意向に従わないやつには嫌がらせしたる」ということです。嫌がらせをせざるを得ないところに検察が立たされていると言うことで、我が公判闘争は、良い具合に進行していると見なしてよろしいのでしょうか。(v o 1. 6)

＜檜森さんの死に対して＞

檜森さんの突然の「焼身自殺」をどう受け止めたものか、そのあまりの重さに私は気持ちの整理がつかないままにある。遺書の末尾には激とともに「ユセフ檜森」との署名があった。バーシム奥平、サラーハ安田、オリード山田と共に、との想いを表明したものと受け止める。

「イスラエルの解体、全ての侵略国家の解体を！」

「シオニズムの解体、全ての奴隸制からの解体を！」

「解放の連帯！」

彼の残した激、彼の意志を受け止め、獄中に在ろうと受け継ぐとの意志のもと、レポートを書いていこうと思う。(v o 1. 7)

＜私の時代認識＞

誰もが被害者になる可能性があり、そして誰もが無自覚のうちに加害者になってしまっていることもある、そんな時代、そんな世界の中に全ての人々があり、その関係はどちらか一方で固定されるものではなく、常に転化・転位しあいます。より端的な例が「イスラエル」による占領・侵攻と、パレスチナによる自爆作戦との関係でしょう。

この地球上のあらゆる闘いから人類の一人一人が決して無縁ではあり得ないという認識と、全人類の一人一人が相互に関与しあっていこうとの意識性を日常的に成立させ、形にしていくことができるだけの技術を人類はすでに獲得しています。あとは、それを運用する人類の主体上の問題となります。(v o 1. 8)

＜アラブ・パレスチナとの出会い＞

私がアラブの地に向け、日本を離れたのは‘73年9月18日でした。その前年’72年の初頭に「連合赤軍」による「あさま山荘事件」が起こり、それに先行して引き起こされていました同志虐殺・肅清の事実が明らかにされました。その事実の重さ、忌まわしさを誰もが深刻に受け止めていた頃の‘72年5月30日に「リッダ闘争」が日本人三戦士によって決行されました。

この当時、私は「赤軍—P F L P 世界戦争宣言」という映画の上映運動に関わっていました。「60年代末の学生運動に参加していた頃から、私はベトナム反戦運動などを通じ、日本の革命運動はより国際性を獲得する必要がある、との問題意識を抱いていました。上映隊の活動を続けていながら、「リッダ闘争」以降、パレスチナ解放闘争に向か、日本からより多くの人材を送り出し、人的交流を拡大することが必要であり、そのためには、まず自分が行かねば、との想いを固め始めました。(v o l . 1 0)

<旧「日本赤軍」批判>

本来、人間の解放を目指していたはずの政治組織なりが抑圧的な手法・政策を探り始めたなら、その影響下・指導下にある成員は自発性を失い、「石群」と化し、結局は組織なり体制なりの崩壊・自壊につながります。旧ソ連邦・東欧圏が崩壊し、それ以外の諸国のマルクス・レーニン主義を掲げていた勢力も退潮を強いられ、旧「日本赤軍」のように解散・解体した組織も少なくない、というのが私の現状認識としてあります。

このような認識、見解は裁判闘争を展開してきた中でいっそう深まってきた。それ故、「自己批判—相互批判による思想闘争」という抑圧・統制・支配の手法を、1976年当時、「国際ゲリラ戦路線」を検証・総括しないまま、旧「日本赤軍」に持ち込んだ当時の指導部を構成していた重さん等に対する責任追及、批判提起は避けられないこととしてあります。(v o l . 1 3)

<オptymismの立場>

美しき理念としてのプロレタリアートと現実の生活者、市民としての労働者としてのハガレ、理念と現実のハガレ、そしていっていることとやっていることのハガレ、それらが解決できない分、「組織せよ、組織せよ」のお題目で先送りしてきたのが、20世紀の私たちの闘い方だったのではないでしょうか。

再度、全人類の解放を担わん、との美しき意識性、つまりは民主的意識を今の時代、今の世界にあって、どう獲得していくのか、その運動にどう具体的な形を与えていくのか、私自身が課題としていることです。歴史的な趨勢としては、反動化の波が強まることがあろうとも、客観的な条件は整備されてきているように私は思います。私はオptymismに立ち続けます。(v o l . 8)

<和光君は15号まで発行された「国境のない騎士団」を始め、メディアも含めて多くのメッセージを発信している。接見禁止は一部解除されたとはいえ、獄中と獄外の交通は極めて狭められている。膨大なメッセージを要約することは困難である。是非原文に当たられ、和光君の提起を「他者への共感」、転位可能な「相互の共感」として受け止めていただきたい。最近生産的な論争も始まりつつある。

なおダイジェスト作成の文責は「国境のない騎士団」編集部にある。>